

京都家庭裁判所委員会（第42回）議事概要

1 日時

令和6年12月18日（水）午後3時から午後4時45分まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

足立誠、梅谷聡子、渋谷哲也、田畑光行、中村昭子、西脇正博、野村大輔、
森木田邦裕（五十音順、敬称略）

（事務担当者等）

田中幸大、田口正雄、山本正道、辻循、森谷尚樹、中島栄治、山本尚子、
丸岡由美子、今村清二、田中ゆかり、村山愛実、白木美奈子、河合一晃、大
瀧一仁、中田妃南

4 テーマ

京都家裁における家事手続案内及び事件受付の在り方について

5 議事概要

(1) 開会

(2) 新任委員等の紹介等

(3) 裁判所からの説明、庁内見学

(4) 議事・意見交換（◎は委員長、○は委員、●は裁判所からの説明）

裁判所から、京都家裁における家事手続案内及び事件受付の在り方について説明、休憩時に家事手続案内及び事件受付担当部署の見学を行った。

○家事手続案内（以下「手続案内」という。）について法律上の定め、手続案内はこういうことをする制度だと規定しているものがあるのか。また、手続案内を紹介、説明しているものが裁判所のホームページなどネットで検索すれば出てくるのか。

●まず、法律上明文化された規定はなく、手続案内の内容についても明文で規定されていない。次に、京都家裁のホームページに「家事手続案内」という項目を用意しているほか、他の家庭裁判所のホームページでも説明されている。

○ホームページを見たことがあるが、たどり着きにくいというように思った。今は、モバイルでの検索が主流だと思うが、裁判所のホームページはモバイルに対応しているのか。

●スマートフォンには対応している。

（家事手続案内及び事件受付担当部署を見学）

●見学中に、「遺産分割センターや後見センターには家事訟廷事務室のような番号発券機がないが、各センターに用事がある人は、いったん家事訟廷事務室の発券機で番号を取り、のちに各センターに案内されるのか。」という質問をいただいた。各センターに用向きの人は直接センターに行ってもらうことになっており、各センターの場所は案内板に表示があるほか、警備員において案内していることも多い。ただ、間違えて家事訟廷事務室の発券機で番号を取りそのまま待っている人がいる可能性もあるため、待っている人が3、4人になったら訟廷事務室から用向きを確認し、各センターその他の場所に用事がある場合は、しかるべく案内をする等柔軟に対応している。

○プライバシーの観点から、別の当事者等が事務室のカウンターにいる場合は、次の人を呼び込むことはしないのか。

●ハイカウンターには受付窓口が2つあり、同時に使用している。プライバシー配慮については、小声で話す、固有名詞は使わないなどしている。

○見たところカウンターは狭いので、隣の話が聞こえてしまうのではないかと危惧したところである。

●プライバシーの配慮をしてほしい旨申出があった際は、離れた場所にあるローカウンターを使用している。

○手続案内の件数は年々減少傾向で、その原因はホームページ等のインターネット上の情報が整備されてきて、ある程度の年齢までの人はデジタルで情報が取れることにあるとのことだったが。

●実感として、高齢者の占める割合が増えており、インターネット等で情報を取るの難しいので窓口に来たという人も多い。

○私の所属する組織では無料相談をしているが、その受付事務をデジタル化したところ、50歳代以下の人はほぼデジタル化に対応して予約したが、特に65歳以上の方は電話でのアクセスしかできない様子で裁判所と同じ問題がある。

◎手続案内の減少の理由として、その求められる役割がなくなってきたということならまだしも、利用したい人が何らかの事情で利用できないのになると問題である。また、机上配布している資料について見直すべき点はないか、そもそも手続案内は今後どのようにあるべきかなど意見をいただきたい。

○理解力が十分でない方が手続案内に来た際、どのように対応しているのか、また、どんなことで困っているのかを具体的に聞きたい。

●行政機関に相談に行ったら「とりあえず裁判所に行くように」といわれて、自身でも何をすればいいのか十分理解しないまま窓口に来る方が多く、来庁目的を聞き出すところから始めないといけないことや、相続放棄の手

続で来た人に、必要書類を案内しても理解してもらえない、また戸籍謄本を用意するようについても取り方が分からないといわれたり、説明を理解、納得してもらうのに時間がかかることなどである。

○相続や離婚で悩む人は、まず弁護士などの専門職に相談するのだというように思っていたが、手続案内の利用者は当事者本人だけで来ることが大半なのか。

●当事者と一緒に弁護士等が手続案内に来ることはなく、当事者のみの利用がほとんどである。

○京都家裁のホームページはちょっと固い印象である。いろいろな人がアクセスすると思うが、目的のページまで行けず途中で挫折する人もいるように感じたし、申立書等のPDFの一覧にたどり着くにはかなり時間がかかる人もいると思う。そこで、たとえばトップページに、『夫婦関係調整』の方はこちら』とか『遺産相続』手続についてはこちら』などとバナーを置いて、マスコットキャラクター（かーくん）に案内させてフローチャートをたどっていくと最後に書式のページに到達するような工夫があってもいいのではないか。

○ホームページについて、裁判所の手続が分かっている人はよいが、分かっていない人には目的に容易にはたどり着けないように思う。やはり、目的別に入っていけるようになっている方が使い勝手がよいと考える。また、窓口で手続案内を行う際は、一度に伝える情報の量をシンプルに、少なめにするとか視覚的なサポートをするということに注意して進めていくのがよいと思う。

○今回のテーマについて予習しようと思い、インターネットで検索してみたが、どういったものがなかなか分からず、結局ある弁護士のホームページにあった説明で分かったような次第だった。裁判所もネット上やS N

Sでの広報に力を入れるべきだと思う。窓口での手続案内だけでは、遠方に住んでいる人など物理的に利用しづらい面もあるので、ホームページで、知りたいことなどをチャット形式で入力するとAIが応えて最終的に当事者が必要なところにたどり着くようなシステムを導入するのもよいのではないか。

◎裁判所でも一部の手続にチャットボットの導入が検討されているようだが全ての手続においてとなると進んでいない状況である。手続案内数の減少というのが、手続案内が時代に遅れているため利用されていないのだとすれば、真剣に対応策を考えないといけない。

○手続案内とは何をするのかよく分からないまま過剰な期待を持って来庁する人が結構多いと思うが、その際、期待が裏切られたと思われることで不満が出てくると思うので、何ができて何ができないのかを分かった上で来庁してもらうのが望ましく、そのためにもホームページでの説明の仕方がうまくできればよいと考える。

◎手続案内の冒頭で、この手続はどのような手続か説明しているとのことだが、その対応では困ることがあるのか。

●民事事件なら、法律的な相談はできないというように、できる、できない、の線引きが割とはっきりしているが、家庭裁判所は後見的機能を求められている面もあり、詳しく事情を聞いて手続選択の手伝いのようなこともしている。どの手続を選択するかについての助言は行うが、内容やそれを踏まえた方針などに及ぶ法律相談には対応できないということの説明が電話では特に難しい。家庭裁判所に行けば解決すると期待されて来る人も多く、特に高齢者は、これ以上話は聞けないといっても納得してもらえないか、そもそもこれ以上話は聞けないという裁判所の立場を理解できていない場合が多いと感じている。

○ある官公庁では、職員が窓口で相談を受けた場合は、手続の案内に終始して内容については、司法書士などの専門家に相談するよう案内しているとのことである。また、その官公庁のホームページは家裁のものと比べて項目が細かくなっていて、項目を順にクリックしていくと目的の箇所到達できる。また、京都家裁のホームページにあるひな形はほとんどがPDFなので一度プリントアウトして、そこに手書きするイメージだが、その官公庁のホームページの申請書等はワードなどのものもあり、直接入力にも対応している。

○問題を抱えた人が来庁したとき、来てよかったと思ってもらうことが大切だと思っている。私の所属する組織にも対応できない問題を抱えた人が来ることがあるが、ここでは対応できないというだけでなく、連携している別の組織なら対応できる場合はその組織を案内するというをしている。結果的には私の所属する組織では解決できなくても別の組織につながってもらえたことでここに来て無駄ではなかったと思ってもらっていると思う。家裁では、他の機関や別分野の専門機関などと連携するようなことは行っているのか。

●家裁から他の機関に連絡を取って連携するということはできない。法律的な相談になってしまう場合は、弁護士会や法テラスの法律相談窓口を案内したり、登記のことで困っているなら司法書士に相談するよう言っているが、他の機関と連携するというのは裁判所の性質上難しいと思う。

○相談に来る人は、1人で来るのか複数人で来るのかどちらが多いのか。

●1人で来る人もいるし、シェルターに入っている人や精神的な問題を抱えている人は支援者等と一緒に来る場合もある。

○行政から裁判所に行くように言われて、よく分からないまま来る人がいるという話だったが、行政の担当者が、家裁の手続をよく分かっていない

ために来庁者の意図にそぐわない案内になっている場合もあると考える。

家裁が、行政の担当部署に広報するのも必要ではないか。

○理解力が十分でない方の一例として障害が挙げられているが、具体的にどのような人がいるのか。

●コミュニケーションをとるのが難しい人、こちらの言葉が素直に入っていない人などがいる。

◎障害のある人と接する場合、注意すべきことはあるか。

○例えば配布資料の書面（別紙）は、軽度知的障害の人や発達障害の人でこのような書面を読むのが得意な人もいるが、苦手な人にとっては、理解するのはかなり難しいだろう。一度に目に入ってくる情報量が多いので、混乱して分からなくなってしまうと思う。そこで、情報量を減らして、できるだけ図などで示すことが必要だ。この書面でいうと、A4用紙一枚に「1 申立人」、「2 申立先」、「3 申立てに必要なもの」、と項目があり、裏面もある。これをA4一枚に「1 申立人」の情報だけを記載したものを、同じく2、3についてもそれぞれ一枚ずつ作成し、ラミネート加工したものを窓口を用意しておく。そして理解するのが難しい人が来た場合、まず、一枚目を示し、「申立てできる人は、夫または妻です。」と説明し、理解できたことを確認して、2枚目を示し、「申立てをする裁判所は、〇〇家庭裁判所です。」というように、一度に提示する情報を整理して、その都度理解されているかを確認しながら、ゆっくり説明するのが必要だと思う。また、このような人たちには、生きていく中で否定されることが多く、そのことでしんどさを感じている人もいるので、まずは話を聞いてからこちらの意図を伝える、なるべく短文で話す。また、視覚的、非言語的などところでは、話を聞いているときに分かりやすく相槌を打つなどの工夫をすることで、相手の理解が進むのではと思う。

◎例えば、該当箇所を指し示しながら説明するのでは足りないか。

○指差しだけで大丈夫な人もいるとは思いますが、説明していること以外が書かれていることで混乱する人もいると思う。見た目は大人でも理解力は小学生くらいの人もおおり、その人に現状でこちらが期待するだけのことを理解してもらうのは難しいのではないか。

○開庁時間に裁判所に来ることができない人に対して何らかの対応はしているのか。

●毎月第一金曜日（閉庁日の場合は第二金曜日）の午後5時から午後6時30分まで夜間の手続案内と申立ての受付をしている。

○遠方の人や仕事などで平日の開庁時間に来られない人に対し、例えば、メールによる手続案内等は行っていないのか。

●行っていない。

○事前に手続案内をしてもらえるかの問合せだけでもできたら、当事者は、無駄足になることもなく助かると思う。

◎開庁時間以外の対応については、裁判所にも問題意識があり、検討していきたい。

○裁判所という組織には様々な制約があると思うが、国民目線で遅れていると思われていることに対しては、もう少し柔軟に対応してもよいのではと感じた。

(5) 次回期日とテーマ

期 日 令和7年6月18日（水）午後3時

テーマ 「少年事件におけるより充実した被害者等への配慮手続の運用について」

<夫婦関係調整調停（離婚）>

1 申立人（申立てができる人）

夫
妻

2 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

（相手方の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

3 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・180円切手×相手方数 110円切手×10枚 20円切手×10枚 10円切手×10枚	
③	申立書・・・原本1通 写し1通	
④	事情説明書(夫婦関係調整)	
⑤	子についての事情説明書(未成年の子がいる場合のみ)	
⑥	進行連絡メモ	
⑦	送達場所の届出書	
⑧	夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） ※2	
⑨	離婚とともに年金分割における按（あん）分割合（分割割合）に関する調停を求める場合、「年金分割のための情報通知書」（原本を提	

	出するほか、申立書に写しを添付する必要があります)※3	
--	-----------------------------	--

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

資料の例(カッコ内は取寄せ先)

過去に別居やその間の費用等について取り決めた場合：取り決めにに関する資料
<input type="checkbox"/> 合意書、公正証書、調停調書、審判書等の写し
養育費をめぐる話し合う場合：収入に関する資料
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票写し <input type="checkbox"/> 過去数ヶ月分の給与明細写し <input type="checkbox"/> 確定申告書写し <input type="checkbox"/> 非課税証明書(市区町村役場)
財産分与をめぐる話し合う場合：夫婦の財産に関する資料
<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書(法務局) <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書(市区町村役場) <input type="checkbox"/> 預金通帳写し <input type="checkbox"/> 預金残高証明書等(金融機関)

※2 3か月以内に発行されたものを提出してください。

※3 「年金分割のための情報通知書」について

- ① 1年以内に発行されたものが必要になります。
- ② 請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。
- ③ 情報通知書に記載されている住所を相手方に知られたくない事情があるときは、その部分を隠してコピーをし、申立書に添付してください。

4 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）